

特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売重要事項説明書

[令和6年4月 1日現在]

1 当事業所が貸与する福祉用具についての相談・苦情などの窓口

【株式会社ミタカ 埼玉営業所】 TEL 048-783-4655

福祉用具専門相談員 沼田光成 / 管理責任者 沼田光成

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 【株式会社ミタカ 目白営業所】の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	【株式会社ミタカ 目白営業所】
所在地	【東京都豊島区高田 2-18-23 シャトー目白 1F】
介護保険指定番号	1371605757
サービスを提供する地域	東京都（島しょ部を除く）

(2) 営業時間及び休日

月～金	午前8:30～午後5:30
休日	土曜日・日曜日・国民の休日・夏季休暇（8月12日～14日） 年末年始（12月30日～1月3日）

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	1名	名	1名
専門相談員	福祉用具専門相談員	3名	名	3名

(4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 7:00～8:00	通常時間帯 8:30～18:00	夜間 18:00～21:00
平日・土	△	○	△
日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください

3 取り扱い特定福祉用具販売の品目

特定福祉用具の品目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」に定める全種目とする。また、品名ごとの販売費用の額は、別に定めるカタログに記載されている額とする。

① 腰掛便座

② 自動排泄処理装置の交換可能部品

- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトの吊具部分
- ⑦ 固定用スロープ（可搬型スロープを除く）
- ⑧ 歩行補助つえ（単点杖、多点杖が対象となり、松葉づえ等は対象外）
- ⑨ 歩行器（脚部の四脚すべてがゴム先の固定型または交互型が対象となり、車輪やキャスターが付いているタイプは除く）

※⑦⑧⑨については2024年4月からの選択制対象商品に限る。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス（特定福祉用具販売）を利用する場合は原則として福祉用具販売料金のうち各利用者の負担割合（1割・2割・3割）に応じた額の支払いを受けます。ただし、10万円を超えた分は福祉用具の料金は全額自己負担となります。

(2) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

但し、埼玉県以外の場合は当事業所から1km当たり20円徴収します。

(3) 料金の支払い方法

償還払い又は受領委任払いとなります。

5 特定福祉用具販売サービスの利用方法

(1) 特定福祉用具販売サービスの利用するには

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 返品・交換について

可能な限りお受けいたしますが、再販が出来ない状態の商品はお断りする場合があります。

（使用したポータブルトイレやシャワー椅子等・特注品）

* ご心配の方はお試し用の商品も用意致しております、お気軽にご相談下さい。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 福祉用具の故障その他メンテナンス等の問い合わせ連絡について

福祉用具の故障その他メンテナンス等が必要になった場合は当事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

なお、保証の期間内であっても消耗品等の取替えが必要な場合は、お客様の実費負担となります。

(5) 福祉用具貸与・販売の選択制に該当する商品について

福祉用具貸与・販売の選択制に該当する商品（固定用スロープ、歩行器（脚部の四脚すべてがゴム先の固定型または交互型）、歩行補助つえ（単点杖、多点杖）については販売から少なくとも六か月以内にご使用状況の確認を行います。

6 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所へのお客さま相談・苦情窓口

担当 沼田光成 電話番号 03-6907-2350

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 電話番号03-5320-4597

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 電話番号03-3579-2357

豊島区 保健福祉部介護保険課 電話番号03-3981-1318

練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員事務局 電話番号03-3993-1344

中野区 介護サービス事業所連絡会 電話番号03-5380-0751

新宿区 介護保険課給付係 電話番号03-5273-3497